

SIHDA 集会 2022 参加記

佐々木健

1. 2022 年 1 月 5 日から 7 日まで、フェルナン・ド・ヴィシエ記念国際古代法史学会 (SIHDA) の集会がオンライン (Zoom) にて開催された。2021 年 1 月の予定から延期された第 74 回を代替する措置である。詳細は本誌掲載の林智良「国際古代法史学会 (SIHDA) の友による学術集会 Rencontre Scientifique des amis de la SIHDA」司会体験記」に譲る。本稿では、聴講者の一人として、上記体験記で割愛された二日目・三日目の報告と質疑を紹介し、感想を述べたい。なお、内容の正確性を期すべく、開催前日に急遽、宮坂渉氏にメモ作成などご助力を依頼した。本稿執筆に前後して、有益な指摘を得た。謝意を表する次第である。

2. 集会二日目の 1 月 6 日も、前日同様、チリ時間午前 8 時、日本時間午後 8 時 (学会事務局所在のベルギー時間で正午) から、開式の辞を経て、第一報告が始まった。個人的には、夕食を終えて「もう一仕事」といった趣である。例年は、同時並行的に複数のセッションがある。事前配布の要旨集とプログラム、前後に同室で予定される報告の内容と報告者を考慮して、聴講する報告を選択していた。会場移動の便も勘案し、多彩な報告 (多い時は大会全体で 200 を超えようか) をパズルのように組み合わせる。それ自体は、楽しい作業であった。選ぶ際には、旧知の、或いは信頼できる報告者の「顔」や、概要から推察される内容への関心を重視したものである。

今回は、直前に申込を Google フォームで済ませた。おかげで、初日当日午前 (現地時間では前日午後) に、参加 URL がメール通知された。初日の報告では、Zoom のチャット機能を用いて、報告

最中に資料（パワーポイント）が配布された。いずれにせよ、例年のように事前に関連史料を予習する必要（術）がない。心許なく、特に、二日目のように不慣れなスペイン語報告が並ぶ場合には、事前に用語と史料を把握しておきたいものである。この点は、オンライン開催の気軽さとトレードオフの関係かもしれない。同時に、通常の複数並行開催との違いでもあろう。

3. 二日目第一報告は、アントニオ・フェルナンデス・デ・ブハン教授の「無能力〔=障害〕と憲法」である。編著『ローマ行政法・財政法』でも知られる公法・行政法の大家で、『非訟』との書を公刊した第一人者である。単著『非訟』は、当方が関心を有する旨を、弟でローマ法学者のフェデリコ Federico 先生にお伝えしたところ、わざわざ日本まで郵送にてご恵贈頂いた。アントニオ先生は、多くの雑誌で編集委員を務め、チリの雑誌でも活躍されている（この雑誌に掲載された論考が、筆者自身の研究にとって導きの糸となった）。同時に、現行法や立法政策にも関与されている。後述する第二報告者の所属がチリ、コメンテーターがコロンビア、アルゼンチン、ペルー、指定質問者がメキシコとエクアドルと並び、本日は「南米スペシャル」ないし「スペイン語特集」であった。司会者もローマ法研究者の師弟関係を強調し、冒頭の挨拶でもフェルナン・ド・ヴィシエの許で大家族として学問分野を共に開拓したい旨が宣言された。同時に、法学教育にも資するものとの認識も示された。

第一報告は、スペイン人らしく、高速で主張が展開される。世界を覆う個人の自由が、従属的地位に置かれた人々にとっては保障されず、自治・自律が危機にあるとの現状認識が示された。私法改革はこの文脈で要請される。スペインの法学・立法アカデミー会員で

ある同教授らしい問題提起である。これを受け、報告の主題は、権利能力とされた。法的能力に関する制度として、後見と保佐が挙がる。議会を通じた憲法の問題として、民主的要素が強調される。同時に、身体を持つ人間の一次的・一義的保護が保障されねばならず、これを「人 *persona*」というローマ由来の用語が物語る、というのが骨子であった。

コメンテーターや指定質問者からは、人道に関する喫緊の課題に資する内容であったとの意見、動物法との関連、ローマ世界とウンベルト・エーコへの影響、スペインの偉大なローマ法学者アルバロ・ドールス *Alvaro D'Ors* 教授（筆者にとっては、師の林信夫先生を通じて大師匠に当る）やシャロイア *Scialoja* 教授を想起させるとの指摘などがあった（ローマ大学ローマ法研究所の図書室には、同教授の名を冠した一室がある。正面に置かれた胸像が思い出される。読者には、雑誌 *Bullettino dell'Istituto di Diritto Romano* に付された名として知られているかもしれない）。

報告者は、ローマ人の保佐に見られる思慮を評価し、重大な障害について民事法が支援を用意したものと説明した。父母に対峙する形でも機能し、しかし当事者の意思を保護する。ただし、コメンテーターも含め、現代とローマの相違は大きく、留保を要する点で一致があった。古代では精神錯乱や浪費者が主たる対象であり、政務官の関与・介入が特徴的であった、という。

執筆者としては、語られなかった当然の前提が気に掛かる。都市国家共同体（ポリスないし共和政体 *res publica*）は、構成員の自治で成り立つ。公民権を出自にかからしめ、政治的決定に基づき対外的にも市民相互間でも履行・実践が予定される。この枠組みは、し

かし、構成員として決定参画に適さない市民を外に置こうとする。兵役に不向きな女性・未成熟者、そして身体に不自由のある人々である。だからこそ、保佐人を要した。この点が、果たして現代でどの程度共有可能か、検討の余地があろう。

4. 二日目第二報告は、サンペル・ポロ F. Samper Polo 教授による「卑俗ローマ相続システムにおける帰責と持戻し」であった。古代ローマの遺言に関し、ファルキディウス法の4分の1が知られる。近親者への贈与は、果たしてどのように計算されるべきか、遺言の自由と相反する関係に立つ。死因贈与、卑属への遺産占有付与、遺言に反する遺産占有など、無遺言相続に転換させず遺言の自由を守る手続の概観が示された。

コメンテーター、質問者からは、法的思考法（司会者の表現による）について、勅法彙纂や新勅法の規律との関係、法的根拠づけ、人情・心情への配慮、用語や論理の継続性を問う声が上がった。

5. その後、二日目のセッション全体に関し、司会者、報告者、コメンテーター、指定質問者を交えた討論に進んだ。十二表法に由来する保護 *custodia* の意義、共同体への包摂と排除、特に精神錯乱の問題、法学が国民国家の枠に留まらない点、現代法との異同等、多面的に議論された。報告者からは、身体障害と精神障害を問わず、公的には誰にも権利能力を認めることが肝要であり、ナルディ Enzo Nardi やアルバネーゼ Bernardo Albanese による研究に学び意思を補う方法を模索すべきとの応答があった。司会者は実り豊かなパネルであったと締め括った。参加者の多くは、スペイン語で「また明日（アスタ・マニャーナ *hasta mañana*）」と告げて退出した。

執筆者としては、若干の疑問を第二報告に抱く。京都大学ローマ

法研究会では、不倫遺言に関する史料 D.5.2 を検討している。報告は、遺言の内容実現を実体法的に捉える。しかし、異議申立ての手段は、不倫遺言の訴えを中心とする。訴訟ないし手続法の観点で、実際の主張や紛争形態を切り離して、相続法の思想や責任原理を論じ得るか、判然としない。執筆者の把握、特にスペイン語理解力に不足があったせいで立論を追い切れなかったせいであろうと推測する。

6. 三日目は、法学部長挨拶で始まった。直前まで、上記の京都大学ローマ法研究会にオンライン参加し、不倫遺言の訴えについて、討論していた。毎週金曜の恒例となっている。今般の集会もオンライン開催となり、こうした掛け持ちが可能なのは有難い。何より、移動が不要である。チリまで片道 30 時間と聞く。授業など校務で不参加を予定していた分、参加の喜びは大きい。

挨拶は、報告と集会が複合体として機能する点を言祝ぐものであった。司会はカポグロッシ Luigi Capogrossi Colognesi 教授。役権、所有権など、土地法の専門家であり、近年は賃料減免に関する研究でも知られる。特示命令に関する論考もあり、執筆者のローマ留学時には、大学院科目を聴講した（学部担当は既に停年で退いておられた）。執筆者の問題関心を問うや、研究室（我が恩師クリフォ先生の隣室）に招待され、図書館職員に命じ関連著作のコピーを下された。司会者から、学会事務局や開催校への謝辞があり、次いで、第一第二報告を連続させ、質疑を経て後半部に第三報告を充てるとされた。

7. 三日目第一報告は、第二報告と一体をなし、両報告者から論点開示があった。シュヴローChevreau 教授は「米国最高裁のレイ

ドロー対オーガン事件（1817 年）判決に見るローマ法への参照」と題し、商取引の自由と信義則について発表された。報告の中頃、Zoom のチャット機能で報告資料が共有された。このため、冒頭部分の理解が追いつけなかった。論題のみ開催前日に公表されており、事件の概要程度は予習すべきであったと反省する。

集会後に調べたところでは、価格の上昇が予測される場合に、これを知る買主が売主に情報提供する義務はないとの判示で注目される裁判例とのこと。せめてこの点は整理しておくとう理解が進んだであろう。

報告者は、キケロ De officiis, 3, 50-52 を引用した。配布資料に仏訳も記載されている。ただ、後ろの頁に貼られたオーガン事件の判決文が画像であったため、直ちには印刷できなかった。設定を工夫してキケロ引用部を印刷する頃には、報告内容は後半のオーガン事件検討部に進んでいた。オンライン開催の功罪と言うべきか。

キケロ引用部は、エジプトからロドス島への穀物輸送を扱う。隠すことは黙ることから区別される、と言う。『キケロー選集 9 哲学 II』から、高橋宏幸訳を挙げておこう。

しかし、上述のように、有益性が徳性と衝突するように見える事例は頻繁に生じるが、このとき注意すべきは、有益性と徳性の衝突が明白か、それとも、それらの結合が可能か、という点である。次に示すのはそのような種類の問題である。たとえば、ある良識ある人物がアレクサンドリアからロドス島へ大量の穀物を輸送したが、ロドス島では備蓄の不足と飢饉のために市価が極端に高騰していたとする。その人物がまた、数多くの商人がアレクサンドリアを出航し、穀物を積んだ船をロドス島に向けて走らせているのを見てい

たとする。このとき、彼はこのことをロドス人に話すだろうか。それとも、黙って自分の穀物をできるだけ高値で売ろうとするだろうか。われわれが想定しているのは賢明にして良識ある人物である。つまり、どのように思案し考慮するかをいまわれわれが問うている人物は、隠すのが恥ずべきことだと判断すればロドス人に隠さず話すであろうが、しかし、恥ずべきことかどうかの判断に思い迷っている人物である。

この種の事例では、偉大にして慎重なストア学者であったバビュローンのディオゲネースがつねづね考えるところと彼の弟子で明敏き類まれなアンティパトロスの考えるところは違っている。アンティパトロスは、すべてを明かさねばならない、売り手が知っていて買い手の知らないことがわずかもあってはならない、と考える。ディオゲネースの考えでは、売り手は、市民の法に定められた範囲で難点を述べるべきであり、その他のことでも取引に落とし穴があってはならない、が、商売であるのだから、できるだけ高値で売りたいと思って当然である。「私は品物を運んできて店に並べた。私の売値は他のところより高くない。たぶん、ずっと安い。在庫がもっと豊富なときの値段だ。それで、誰が不正を蒙るというのか」。と、反対側からアンティパトロスの議論が始まる。「何を言うのか。君は人々の利益をはかり、人間社会に貢献すべきだ。君は生まれついて与えられた掟と自然の原則に従い、これらを導き手とすべきだ。それによって、君に有益なことがすべての人々に有益なこととなり、また翻って、すべての人々に有益なことが君にとって有益なこととなるようにすべきなんだ。それなのに君は人々に対して彼らの間近にあって有利に使えるはずのものを隠そうとするのか」。こ

れにディオゲネースはおそらくこう答える。「**隠すことと黙っていることとは違う**。それに、私がいま君に神々の本性がどのようなものか、善の究極がどのようなものか言わないとしても隠していることにはならない。それを君が知れば、安い小麦を知るよりずっと役に立つであろうとしてもだ。しかし、なんであれ君が聞いて有益なことを一つ残らず私が言う必要はない」。**[太字は報告者]**

米国最高裁は、ポティエ Pothier を引く。これを通じ、キケロ義務論や、D. 19, 1, 4 や D. 18, 1, 15, 8 など多数のローマ法源に触れる。情報の透明性と認識（善意・悪意）は、市場価格が変動した際には、とりわけ国際的取引で大きな差額を生む。報告者は、市民法が重視する信義則（善意）について、価格に関する合意の要素と、当時の米州におけるフランス領ルイジアナと北米スペイン領（ヌエバ・エスパーニャ）の存在が与えた影響を指摘して報告を終えた。

判決文に記載された D. 19, 1, 4 は、奴隷が盗犯や加害物であることを買主が不知である場合に、利害関係額の責任を売主に負わせる趣旨であった。D. 18, 1, 15, 8 は誤記で、正しくは D. 18, 1, 35, 8 である。米国最高裁は、ラテン語原文を引用した上で番号を付しており、紛れは少ない。報告者が、画像ファイルで引用してくれたのは、助かった（但し上記の通り、おかげで印刷に苦労した）。聞き洩らしたのか、誤記がある旨は説明されなかったと記憶する。D. 18, 1, 35, 8 は、土地売買に際し、隣地者を知れば購入しないであろう場合にこれを秘匿すると、売主は責めを負うとする。

報告の主眼は、ローマ法源の参照と、信義則への言及にあったのだろう。判決文の引用する上記法文は、売主の責任を扱う。これに対し、事案の結論は、買主が義務を負わないとする。ポティエを引

くなど、当時の米国には、欧州のローマ法（シヴィル・ロー）的伝統を引き継いだ法曹がいたのかもしれない。取引が継続的か否かで、信義誠実（情報提供義務）の範囲・内容も異なるのだろうか。米国最高裁の考慮枠組み・判断要素を知りたいものである。

質疑を後回しにして、第二報告はマージ教授 Carla Masi Doria の「地中海世界の内外、法と財の流通」であった。ヘルモゲニアヌスの法文 D. 1, 5, 2 を挙げ、「法」の輪郭を「人のため」と紹介する。西洋法の対象について、ウルピアヌスの D. 1, 3, 41 に基づき、財貨の取得・移転（譲渡）を法的主体間に見出しつつ、人間の意思が重要であったと指摘。財の交換は社会経済的に重要事であるとして、ヘルモゲニアヌスの D. 1, 1, 5 を検討し、万民法と商取引、特に売買との関係を主題に設定した。法実務を探るべく、ヘロドトス『歴史』4, 196 を挙げる。岩波文庫、松平千秋訳を引用しておく。

カルタゴ人の話には次のようなこともある。「ヘラクレスの柱」以遠の地に、あるリビア人の住む国があり、カルタゴ人はこの国に着いて積荷をおろすと、これを波打際に並べて船に帰り、狼煙のろしをあげる。土地の住民は煙を見ると海岸へきて、商品の代金として黄金を置き、それから商品の並べてある場所から遠くへさがる。するとカルタゴ人は下船してそれを調べ、黄金の額が商品の価値に釣合うと見れば、黄金を取って立ち去る。釣合わぬ時には、再び乗船して待機していると、住民が寄ってきて黄金を追加し、カルタゴ人が納得するまでこういうことを続ける。双方とも相手に不正なことは決して行なわず、カルタゴ人は黄金の額が商品の価値に等しくなるまでは、黄金に手を触れず、住民もカルタゴ人が黄金を取るまでは、商品に手をつけない、という。

カルタゴ人は、「ヘラクレスの柱」、ジブラルタル海峡を越えて、つまり地中海世界の外でも、商取引を行っていた。取引は、商品を並べておき、気に入ると対価として金塊を置き去る形であった。「代物弁済」と表現された。対価が貨幣でないからである。三回のポエニ戦役を経て、黙示の契約が締結されたと見る。偶発的取引が法的に評価され、「国際法」を共有するコミュニティーが成立した。外国の存在も、都市国家（ポリス、civitas）の拡張主義に関連するとし、普遍的（全世界的）取引社会に結び付く、と締め括った。

コメンテーター、指定質問者からは、下記の見解が示された。先ず、国境を越えた取引の重要性が指摘された。それは、ローマ法の信義則自体の拡張・伝播でもある。司会者からも、米国にローマ法が与えた影響を重視すべきとの理解が示された。具体例から、自然法とは区別される法的規律が取引に見出される。同じく、欧州を超えたローマ法利用の文脈から、ストア学派やポティエとは異なる法の移植（カノン法とスペインの法学）も指摘された。但し、米国の判事には、情報を知る重要性が理解されなかったようである。沈黙は、果たして何を意味するか、オランダとドイツの伝統にも学ぶ必要があるとされた。カルタゴに関しては、スペイン（カルタヘナ）との関係も視野に入る。但し、挙げられた法文からは、取引を促進するよりは寡占を生じ、果たして利益が十分得られたか、疑問視された。他にも、どの時代にも妥当する主題であるとの指摘、ルイジアナ以外の米州に妥当するかの質問、法秩序を前提・共有しない取引における詐術と契約類型論との関連を問う声があった。

報告者は、質問に対し、米国にとってあくまで外来の観念と位置付けられていると応答した。コメントにあった信義則の妥当すべき

情報とは別に、知・不知の区別が重要な場面もあるとの点は、報告者も納得したようである。正当化基準としては、両当事者の合意解釈が挙げられたが、質問者の意図は地域慣習が秘める可能性にあったように感じた。質問者の一人は、第二報告について、「買主注意せよ」や買主訴権における利害関係額との関連を問うたが、報告者は所有者として責任を負うと答えるに留まった。司会者が仲介し、質問の趣旨を解説する形で「鎖」に相当する拘束力がどのような形だったか、説明を求めた。報告者によれば、価格を特定する試みは困難で、史料はそれ以前の実務とは異なる点を証言すると解釈すべきとされた。史料に見える取引が特殊事例か、スカエウォラと対比するのが有用とも指摘されるなど、他の史料への言及も、コメントーター、司会者から活発に行われた。明確な合意が形成されない場合に、異なる共同体間で取引が安心して行なわれていたと評価された。締め括りに当たり、司会者は、売買が新たな制度として確立するには、一体的行為となり金銭が介在する必要があると指摘した。

7. 三日目第三報告は、ヴァツケ Andreas Wacke 教授の「自己所有物の購入は効力を持たない（チリ民法 1816 条）。Dig. 50, 17, 45 pr.の法範 *regula iuris* の主要事例」であった。同教授の著作には、「*pecunia in arca*」（金庫内の金銭）がある。縁あって数年前に入手した。D. 32, 57 pr.などを引き、銀行決済や保管のため、あるいは債務者に対する信託遺贈（*fideicommissum a debitore relictum*）としても機能したと言う〔執筆者註：債務者に対する信託遺贈を伝えるとされる史料として D. 32, 37, 3 がある。上記著作はこの史料に触れないが、近年、下記論考が出た。V. Kleňová, *Scaevola D. 32,37,3: Fideicommissum a debitore oder a donatario relictum?*; ZRG 136

(2019), 345-357.この論考は、贈与撤回可能性や奴隷解放、ピウス帝勅法との関係を問う)。しかし、集会での報告は、論題の通り、売買の成否を扱う。挙げられた史料は、賃貸借・質などを含めた自己所有物について、契約不成立と言う。

報告者は、コロンビアやエクアドルの例も挙げながら、債務が所有物について成立し得ないと言う。非融通物とは異なり、後発的にも不成立が生じ得る。ヴッベ Wubbe を引き、同一人に所有が帰する場合には、鞏化 consolidatio (用益権者による所有権取得)と同様に権利が消滅する。裁判者 (iudex) の命令 (iussum)、即ち「裁判」で返還する場面も想定される。

報告原稿は、開始後、開催校 (Zoom ホスト) からチャット機能で提供された。ドイツ語で A4 版 5 頁。スペイン語 (!) で読み上げられつつあった原稿は、既に 2 頁目辺りである。文字を追っても、語られる内容が聞き取りにくい。カオスであった。ドイツ語を断念し、耳を澄ませる。やがて、原稿 4 頁後半に差し掛かる頃、報告者からお詫びがあった。用意した原稿のスペイン語訳が間に合わず、以降はドイツ語を読み上げるとの由。これで混乱は収束した。報告者は、適宜、追加的情報を補足しつつ発表を続けた。法源や現行ドイツ法に触れ、また、近年の専門書・研究文献を挙げつつ、アルベルトリオ Emilio Albertario やベーゼラー Gerhard Beseler によるインテルポラティオ狩りへの反省、特にカーザー Max Kaser の功績を踏まえ、テキスト批判に向かう。ウルピアヌスの D. 50, 17, 45 pr. に挙がる質、寄託、容仮占有、購入、賃約について、元来は信託 fiducia に関する規律であったとするフェルチャ Fercia の論考が二年前に発表されたと紹介した。その上で、フェルチャが言及しないツイン

マーマン Martin Zimmermann の書に触れ、法学に期待される役割が、伝承の評価にあるとする。他方、リープス Detlef Liebs は、ヴィーアッカーの法文伝承仮説を批判した。古典期とユ帝期の間に、確たる証拠を欠くからである。報告者は、ウルピアヌス文は規範でなく記述と解する。すると、購入（売買）が主題であったこと自体は争いがない。

集会終了後、報告原稿を再検討した。聞き取りでは困難な部分も、やはり、文書があると理解の助けとなる。例えば、報告冒頭では、購入不成立の効果として、買主が既払代金を不当利得返還請求できる点が、買主の利点として示されたようである。「観客は、しばしば演技者よりも、舞台劇について知っている」との表現も用いられている。原稿には他にも、奴隷の特有財産と主人の資産との間でも組替えが生じるとの指摘がある。自己所有物に関する記述は、チリを含む各国で、民法総則における「法律行為」一般について、債権・物権の双方に妥当すると見る。関係史料として、D. 13, 7, 40 pr. と D. 17, 1, 22, 3 を挙げ、質物競売に関するドイツ民法 1239 条と対比した。

質疑では、売主にとっての保証、所有でなく占有に関する学術的議論であるとの指摘があった。グアテマラのペラエス Julio Pelaez 氏である〔氏は、ヴァック先生の著作をスペイン語訳し出版している。ポローニャやエディンバラであったか、複数の SIHDA 大会における食事の席で短い会話を交わしたように記憶する〕。売買と所有権移転は、下記の通り、区別されるからである。また、七部法典 *Siete Partidas* でも言及されるとペレジョー Carlos Amunátegui Perello 氏が指摘したところ、ドイツやイタリアの論考では無視さ

れる傾向にあると説明された。不当利得としての返還については、明示する史料を欠くものの、通例はそのように理解される、との見解であった。

報告と質疑、そして原稿を振り返る。D. 13, 7, 40 pr.は、質権設定者が質権者から質物を購入しても、債務を完済しない限り、質権者が質物を保持できる点で、無意味 (frustra) だと言う。買戻し特約付き売買だとすれば、所有権移転構成と言うべきかもしれない。D. 17, 1, 22, 3 では、質入後に売却された物の購入を委任した場合、自己所有物の購入として委任不成立の筈だが、委任があったものと解する、とされる。すると、購入の効果が何をもたらすかで、議論の射程が定まる。法範として、抽象的に準則を語ることは別次元に見える。

報告で拳がったフェルチャの論考は、Riccardo Fercia, *Sui presupposti funzionali dell'autoattribuzione negoziale nella riflessione della giurisprudenza romana classica*, IVRA 68 (2020), 279-330 と判明した。時期を四分し、(1)トラヤヌス帝からハドリアヌス帝まで、(2)アントニヌス朝期、(3)セウエルス朝期、(4)ポスト古典期の状況を描く。当然、ウルピアヌスとその法文は第3期で扱われる。論旨は、自己所有物の購入がその占有を確実に得るためであった点にある。質物を質権設定者自身が売却しても、質権者(債権者)が満足を得る訳でもなく、かつ、債務者自身にとっても債務弁済と担保物で二重取りをされる危険が減じる訳でもない。しかも、信義則違反は明白である。この意味で、自己所有の質物売却は効力が否定された、という。

これとは対照的なのが、報告者の挙げた書、M. Zimmermann, *Der*

Rechtserwerb hinsichtlich eigener Sachen – *Rei suae sive de re sua contractum consistere non potest*, Duncker & Humblot (Schriften zur Rechtsgeschichte), Berlin 2001 である。同書は、自己所有物の(1)物権取得と(2)債権取得を包括的に扱う。「古典ローマ法」と「現行法」の二部構成である。前半 (A) では、質物、賃約 *conductio*、容仮占有、寄託、購入についてローマ法源を多数引用して効力の有無を検討する。補論として、自己所有物について、使用貸借 *commodatum* と問答契約の効力を扱う。後半 (B) では、ドイツ民法典に基づき、質、使用譲渡 (使用許与) *Gebrauchsüberlassung*、保管、購入を論じる。(1)物権取得に関しては、D. 44, 2, 30, 1 と C. 8, 19, 1 が強調される。前者は、パウルス法文で、質物の鞏化を経てなお、質訴権が提起可能な場面を扱う。被担保債権が存続する限り、既判物の抗弁は妨げとならない、と言う。ツインマーマンは、「セルウィウス訴権」と呼ぶ。C. 8, 19, 1 は質物代物弁済の事案であるが、著者は「継承提供権 *ius offerendi et succedendi*」を見出す。後順位担保権者が先順位者に弁済してその地位を承継する。勅法を読む限り、担保物の占有取得が問題となる。著者は、自己所有物の(1)物権取得に関しては、上記 2 法文を根拠に、所有権保護を見出す。しかも、ドイツ民法典と同様に、後順位担保権者から所有権者を保護する目的を指摘する。後半 (B) では、D. 18, 1, 34, 4 とドイツ民法典との関連が強調される。このパウルス法文は、売主が有していた占有の購入 (*possessionem emat*) を有効と認める。占有訴訟における優位を得るため、と言う。著者は「占有 (物) の購入 *emptio possessionis*」と表現する。その上で、自己所有物の(2)債権取得に関し、現行ドイツ民法典の基盤をパウルス法文が提供した、と言う。

そうして、ローマで展開された規律が今なお妥当する点を指摘して
攔筆する。

このように、ツィンマーマンは、現行法理解を深める比較法研究
の素材として、ローマ法源に立論や要件効果、法的推論と思考法を
見出す。これに対しフェルチャは、法制史・法史学の手法で、史料
(テキスト)に伝わる問題とその解決に、史的文脈(コンテクスト)
と社会的機能の変遷を見る。ツィンマーマンに言及しないのは当然
と言うべきで、報告者も批判する風ではなかった。

法制史と比較法学アプローチの混合ないし中間に、法学史・法思
想史的研究があり得る。現に、報告者の挙げたリープスの論考、D.
Liebs, *Das Codexsystem Neuordnung des römischen Rechts in
nachklassischer Zeit*, ZRG 134, 2017, 409-443 は、法学著作の構成
と法典の編別を扱う。法学大全 *Digesta* は、法務官告示に倣いつつ、
残余を後半に組み込む。しかし、グレゴリウス法典の体系は、諸皇
帝の勅法を前半に集め、後半に刑事法・公法を取めた。以降、伝パ
ウルス『断案録』やヘルモゲニウス法典もこれに従う。リープスの
指摘は、ゴドメ Jean Gaudemet の言う「偶発 *aléatoires*」性を引く。
クリューガー Paul Krüger やレーネル Otto Lenel を踏まえつつも、
勅法の体系は新規性を帯びる。すると、「古典期」法学著作を再構
成する際には、叙述体系の変遷を加味する必要が生じる。ムキウス
の『市民法註解』からして、法務官法・告示を取り込んでいる。中
近世には、法学の体系が見られなくなるが、私法には法学提要の体
系が向くと言う。確かに、ユスティニアヌス帝は法学提要をガイ
ウス方式で採用している。すると、しかし、執筆者としては、ウル
ピヤヌス法文 D. 50, 17, 45 pr. を理解するには、やはり、時代の文

脈、前後の法学文献における叙述スタイルを踏まえる必要があるように感じる。同時に、その理解が、現代を生きる我々にとって持つ含意や広がり、実生活、法実務、現行法との比較によって明確化するであろう。但し、ローマ法源に登場する表現を維持して立法とすべきか否かは、別問題に違いない。

8. 報告終了後、学会事務局から、総会に代えて発言があった。開催校への謝辞と共に、次回ブリュッセル大会と次々回ヘルシンキ大会の日程が示された。前々回開催校ヤギェウオ大学（クラクフ）の準備委員会解任は特に言及がなかった。

9. 三日目司会のカポグロッシ教授は、かつて、「ヴィーアッケル、ヴィーアッケル」と言いながら、Wieackerの書をローマ大学ローマ法研究所図書館で探しておられた。シャロイア先生胸像の前を横切って。記述を確認し、自室に戻られたようであった。思えば、ほぼ同じ書棚の前で、当方は亡き恩師クリフォ先生と、最後の握手を交わした。大学院科目「ローマ刑法」が行われる火曜であった。翌水曜、先生は逝去された。木曜になって接した報では、最後となった学部生が提出した卒業論文の口頭試問を終え、急な心臓発作で倒られたとの由。最期まで、偉大な教員であった。最後の握手は、左手であった。右手に本、左手に紙と鉛筆を抱えておられた。止む無く、先生は左手の中指以下3本を差し出された。先生と最初で最後の左手での握手。クリフォ先生も、ヴィーアッカーを参照されていたのかもしれない。これも、シャロイア先生胸像の部屋でのこと。

本学会は、第三報告が象徴するように、法的テキストとその解釈テキストの折り重なりを検討素材とする。(一次)史料と先行研究(二次文献)の関係と言っても良い。広義の「ローマ法」そのもの

である。果たしてヴィーアッカーの想定するようなテキストの諸段階・相があったのか、リープスによらずとも、再検討の余地があろう。今度は、可能なら、75回大会のブリュッセルで諸先生にお会いしたい。クリフォ先生の奥様の故郷でもある。ご自宅でご馳走になったラザーニアが思い出される。ベルギーで探すものではないが。